

平成23年第2回定例会
政策総務常任委員会説明資料
目次

◎所管事項

- 1 「2011年(平成23年)版県政報告書(案)」について
【政策部抜粋版】・・・・・・・・・・ (別冊1)
- 2 新しい県政ビジョンの策定について・・・・・・・・・・ 1
- 3 リニア中央新幹線について・・・・・・・・・・ 5
- 4 エネルギー対策について・・・・・・・・・・ 7
- 5 水力発電事業の民間譲渡について・・・・・・・・・・ 11
- 6 東紀州地域における集客交流について・・・・・・・・・・ 25
- 7 「美し国おこし・三重」の取組について・・・・・・・・・・ 27
- 8 審議会等の審議状況について(報告)・・・・・・・・・・ 33

○ 別冊資料

- (別冊1) 2011年(平成23年)版 県政報告書(案)「政策部抜粋版」
(別冊2) 「美し国おこし・三重」平成23年度実施計画(改訂版(案))

平成23年6月17日
政 策 部

2 新しい県政ビジョンの策定について

社会経済情勢の変化や東日本大震災の発生等による県民ニーズの変化に適切に対応し、県民の皆さんと共に新しい三重づくりに取り組むための指針として、新しい県政ビジョンを平成 23 年度中に策定します。また、県政ビジョンを実現するための実施計画についても同時に策定します。

1 県政ビジョン・実施計画の性格及び位置づけ

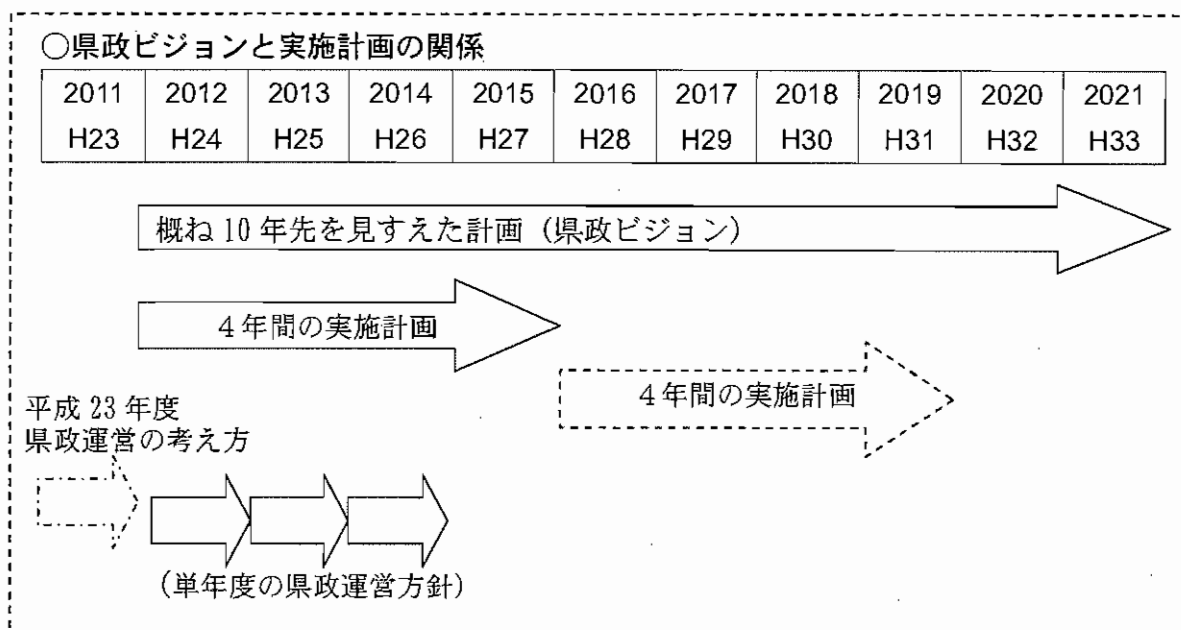
(1) 県政ビジョン

概ね 10 年先を見すえて、三重県のあるべき姿、将来像等を明らかにするとともに、基本理念、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性等を示したものの（長期の戦略）

(2) 実施計画

県政ビジョンを実現するために、平成 24 年から 27 年までの 4 年間で県が取り組む施策や重点戦略項目を示したものの（中期の戦略）

※ 実施計画の進行管理は、毎年度策定する県政運営方針（短期の戦略）と政策評価システムによって行います。



2 構成案

【県政ビジョン】

(1) 現状認識

時代潮流や将来予測を踏まえ、国全体や県の直面している現在の状態、課題等を示したもの

(2) 基本理念

三重県のあるべき姿等を明らかにしたもの

(3) 県政運営の基本姿勢

政策を展開するにあたっての県の考え方や職員の行動指針を明らかにしたもの

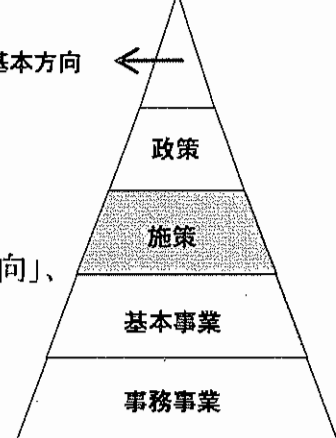
(4) 政策体系（政策展開の基本方向～政策）

基本理念を具現化するための「政策展開の基本方向」、「政策」、「施策」の方向性を明らかにしたもの

県政ビジョン・実施計画の

政策体系イメージ

政策展開の基本方向 ←



【実施計画】

(1) 政策体系（施策～基本事業）

県政ビジョンに掲げる政策を実現するため、「施策」と「基本事業」を体系化し、4年間の「施策」の取組内容と「基本事業」の目的を明らかにしたもの

(2) 重点戦略項目

4年間で重点的に取り組む課題等を示したもの

(3) 計画の推進

計画を推進するにあたっての行政経営資源の見通しや進行管理（評価）の仕組みを示したもの

3 策定スケジュール

議会日程に合わせ、次のスケジュールで策定作業を進めます。

9月中旬 中間案（県議会第3回定例会9月会議で説明）

県政ビジョン：基本理念、県政運営の基本姿勢、「政策展開の基本方向」等の提示

実施計画：「施策」の概要、重点戦略項目の考え方を提示

11月下旬 最終案（県議会第3回定例会11月会議で説明）

実施計画：「施策」の目標数値、重点戦略項目の内容等を新たに提示

24年2月中旬 議案提出（県議会第1回定例会に提案）

3月 策定

4 策定体制と検討方法

(1) 全庁的な体制

知事、副知事、部局長等で構成する総合経営会議や若手職員ワーキンググループ等による全庁での検討を行います。

○若手職員ワーキンググループ

40歳前半までの庁内若手職員により、知事との意見交換やベンチマーキング、市町職員等の参画も得ながら、部局横断的に取り組みます。

○基礎調査

10年、20年先の三重県の将来像を探り、課題や取組方向を検討するための基礎資料とするため、人口推計等の調査を実施します。

(2) 有識者会議

外部の有識者からなる「三重県経営戦略会議（仮称）」において、時代潮流や将来予測等について広い視点から助言をいただき検討を深めます。

三重県経営戦略会議は、経済人、行政経験者、大学教授、広報関係者、経営者など、専門的かつ幅広い知見を有する方々と、県政における政策課題等に関し、知事が意見交換を行うために設置することとしています。

今年度は、行財政改革についての意見交換も含めて年数回程度の開催を見込んでおり、7月上旬にも第1回の会議を開催できるよう調整を進めているところです。

(3) 県民の意見

「県政だより」や「車座トーク（知事と県民との直接対話）」、「パブリックコメント」等により県民の皆さんのご意見を伺います。

特に、次代を担う若者のニーズを把握し、県政への関心を高めるため、地域づくり活動等に携わっている大学生と知事が対話する「車座トーク（大学編）」を開催するとともに、県内の県立学校、私立高校に通う高校生を対象に、自分の住む地域についてどう考えているか等についてアンケート調査を実施します。

(4) 市町との意見交換

県と市町の地域づくり連携・協働協議会（地域会議）トップ会議において知事が市町長と、また、県政ビジョンの中間案及び最終案について説明会を開催し、担当者が市町職員との意見交換を行います。

- 上記のほか、各部局等が主催する委員会・会議等も活用しながら、幅広く県民の皆さんからのご意見をいただくこととし、県政ビジョンに反映していきます。

3 リニア中央新幹線について

1 最近の動向

リニア中央新幹線は、昭和 48 年 11 月に全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、「建設を開始すべき新幹線鉄道の路線」として基本計画決定された新幹線鉄道です。

国は、交通政策審議会の答申を受け、平成 23 年 5 月 20 日にリニア中央新幹線の営業及び建設主体に東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」）を指名し、5 月 26 日に整備計画を決定して、5 月 27 日に同社に対して建設を指示したところです。

その後、JR 東海は、6 月 7 日に、東京・名古屋間の計画において環境保全のために配慮すべき事項を検討した計画段階環境配慮書を公表し、その中で、同区間の概略ルート、駅の位置等を示したところです。

【参考：整備計画等の概要】

- 1 整備計画（平成 23 年 5 月 26 日決定）
 - ・ 区間：東京都・大阪市
 - ・ 走行方式：超電導磁気浮上方式
 - ・ 最高設計速度：505 キロメートル/時
 - ・ 建設費用概算額（車両費含む）：9 兆 3 百億円
 - ・ 主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、
名古屋市附近、奈良市附近

 - 2 中間駅（東京・名古屋間）の概略位置（平成 23 年 6 月 7 日公表）
 - ・ 神奈川県：相模原市内 ・ 山梨県：峡中地域（甲府盆地南部）
 - ・ 岐阜県：中津川市西部 ・ 長野県：後日公表

 - 3 今後の予定
 - ・ 国による工事実施計画の認可
 - ・ 着工（平成 26 年度）※
 - ・ 開業（名古屋：平成 39（2027）年 大阪：平成 57（2045）年）※
- ※ JR 東海による計画

2 主な課題

(1) 東京・大阪間の早期全線整備

J R東海は、当面、東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で大阪まで整備するとしていますが、リニア中央新幹線の効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・名古屋間だけではなく東京・大阪間の全線が早期に整備される必要があります。

(2) 駅の設置費用の負担

J R東海は、ターミナル駅（東京、名古屋、大阪）に係る設置費用は自己負担としていますが、沿線各県に1駅設置する中間駅に係る設置費用については地元負担を求めています。

【参考：設置費用（J R東海公表数値）】

・地上駅 約460億円（うち駅設置費用約350億円）

※本県は地上駅が想定されています。

・地下駅 約2,500億円（うち駅設置費用約2,200億円）

3 今後の対応

本県や県内市町で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会（会長：三重県知事）」や、沿線9都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会（会長：愛知県知事）」の活動を中心に、東京・大阪間の全線早期整備や中間駅設置に係る費用負担の課題解決に向け、国やJ R東海等に対して働きかけていきます。

4 エネルギー対策について

1 現状

東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故、さらには浜岡原子力発電所の運転停止を受け、安全・安心なエネルギーで地球温暖化対策にもつながるものとして新エネルギーへの期待が一段と高まっています。

また、浜岡原子力発電所の運転停止に伴い、この夏の電力需給が逼迫するおそれがあることから、省エネ・節電の取組が必要な状況となっています。

2 これまでの取組

(1) 三重県エネルギー対策本部の設置

大震災以降のエネルギーをめぐる状況変化を踏まえ、県では、エネルギーの安定供給の確保、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進することを目的として、平成 23 年 5 月 16 日に知事を本部長とする三重県エネルギー対策本部を設置しました。

主な役割は以下のとおりです。

- ①エネルギーに関するビジョンの策定と進捗管理
- ②新エネルギーの普及拡大に関すること。
- ③省エネルギー・節電に関すること。
- ④新エネルギーや省エネルギー技術を活用した産業振興に関すること。
- ⑤エネルギー政策に関する国への提言に関すること。
- ⑥その他必要な事項に関すること。

(2) 中部電力の需給対策について

浜岡原子力発電所の運転停止に伴う中部電力の需給対策について、中部電力から説明を受けた概要は次のとおりです。

- ・ 停止していた火力発電を再稼働するなどの対策を行い、この夏の供給予備率は 5 % 程度となる見込みだが、安定供給の目安である 8 ~ 10 % には達していない。
- ・ 電力需要は、夏の平日の昼間にピークとなり、特に月曜日から水曜日の昼間 13 時から 16 時の電力需給が極めて厳しい状況になると予想している。

(3) この夏の省エネ・節電対策について

中部電力からの説明内容を踏まえ、6 月 1 日に第 2 回三重県エネルギー対策本部会議を開催し、今年は県庁 ISO14001 の取組をさらに強化し、この夏の電力消費を最低 3 % 節減するように努めていくこと、さらに平成 25 年度までには 5 % の節減を目指すことを決定しました。

また、知事から県民・事業者の皆さまへ、特に電力が逼迫する平日の昼間における省エネ・節電の協力を呼びかけ、県の業務と直接関係のある約 230 団体へも文書で要請を行いました。

(4) 自然エネルギー協議会への参加

自然エネルギーの普及促進に関わる活動を目的として、道府県とソフトバンクグループなどの企業が参加する「自然エネルギー協議会」の設立が予定されています。太陽光発電をはじめ新エネルギーの推進について、各道府県等との情報共有を図るため、本協議会に参加することとしています。

2 課 題

中部電力のほか、関西電力においても定期点検中の原子力発電所の再起動ができない場合は、電力需給が厳しい状況となることから、6月10日に全ての顧客に対して15%程度の節電依頼がなされました。

これらのことから、当面の課題となるこの夏の電力需給の逼迫への対応として、省エネ・節電の取組を着実に進めていく必要があります。

また、新エネルギーの更なる導入方策を検討しつつ、新たな新エネルギービジョンの策定に向けて取り組んでいく必要があります。

3 対応方針

省エネ・節電の取組を着実に進めていくとともに、新エネルギービジョンについては、大震災以降のエネルギーを取り巻く状況変化を勘案し、本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を一層図るため、他の先進事例等も参考にしながら、今年度中に取りまとめていきたいと考えています。

策定にあたっては、県内市町と連携するとともに企業・大学等の意見も聴きながら、三重県エネルギー対策本部での議論を踏まえ取り組んでいきます。

また、自然エネルギー協議会での議論や情報共有を図りながら、新エネルギーの普及拡大に取り組んでいきたいと考えています。

三重県エネルギー対策本部設置要綱

(目的)

第1条 三重県におけるエネルギーの安定供給の確保、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進することを目的として、三重県エネルギー対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) エネルギーに関するビジョンの策定と進捗管理
- (2) 新エネルギーの普及拡大に関すること。
- (3) 省エネルギー・節電に関すること。
- (4) 新エネルギーや省エネルギー技術を活用した産業振興に関すること。
- (5) エネルギー政策に関する国への提言に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じて対策本部に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 対策本部の事務局は、政策部土地・資源室に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月16日から施行する。
- 2 三重県新エネルギー推進本部設置要綱は、廃止する。

別表（第3条関係）

三重県エネルギー対策本部 本部員

政 策 部 長
総 務 部 長
防災危機管理部長
生活・文化部長
健康福祉部長
環境森林部長
農水商工部長
農水商工部理事
県土整備部長
会計管理者兼出納局長
企 業 庁 長
病院事業庁長
教育委員会教育長
警 察 本 部 長

5 水力発電事業の民間譲渡について

1 これまでの経緯

水力発電事業の民間譲渡については、平成18年3月に県議会から「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」をいただきました。

県は、平成19年2月に示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」において、「水力発電事業は一定の公的関与の必要性はあるものの、民間譲渡した場合であっても事業の継続が期待できることから、民間譲渡をまずは検討すべき選択肢」と判断したところです。

その後、水力発電事業の民間譲渡については、中部電力(株)を譲渡先として、平成19年10月から、譲渡・譲受にあたっての課題について協議を始めました。

また、県議会に設置された「宮川プロジェクト会議」では、平成19年12月から広く県民の視点に立って議論が進められ、平成20年10月に県議会から「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けた提言」(別添 参考資料 参照)をいただきました。

この提言に基づき協議、調整を進め、平成21年3月に中部電力(株)と「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」を締結し、これまでに合意した内容や今後の対応方針について双方が確認しました。

平成21年度からは、この対応方針に沿って、設備や用地の課題解決を進めるとともに、これまでの協議経過を踏まえて、水力発電施設の譲渡譲受に関する方向性として、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等について、中部電力(株)と平成23年3月31日付で「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に向けた確認書」を取り交わしました。

2 議会からの提言を踏まえた県の対応状況について

平成20年10月に県議会からいただいた提言を踏まえ、中部電力(株)と以下のとおり協議を進めました。

(1) 宮川流域諸課題解決に向けた取組について

特に、提言にあった宮川流域諸課題解決のための9つの項目については、地域貢献課題14項目として整理し、地域へも説明をしながら解決に取り組んできました。

その結果、別表のとおり、地域貢献課題14項目のうち、課題の多くは解決され、譲渡後も中部電力(株)により継続していくことを確認しているところです。

また、譲渡までに解決すべき事項や、譲渡後に取り組む事項については、県が対応方法を明確にしたうえで、関係する市町や団体、中部電力(株)とも連携、調整しながら、適切に対応していきます。

< H20. 10. 20 県議会「水力発電事業の民間譲渡に伴う
宮川流域諸課題の解決に向けた提言」を踏まえた県と取組 > (詳細は **別表** 参照)

I 解決済みの事項 (10 項目)

- 項目 2 宮川ダムにおける事前放流等
- 項目 4 三瀬谷ダム湖内の砂利採取
- 項目 5 灌漑補給 (三瀬谷ダム、宮川ダム)
- 項目 6 三瀬谷ダムの工業用水
- 項目 8 稚鮎の放流 (三瀬谷ダム)
- 項目 9 三浦湾漁場環境の保全 (濁水調整)
- 項目 10 三瀬谷ダムの流木除去
- 項目 11 三瀬谷ダム湖の漕艇場
- 項目 12 三瀬谷ダム堰堤の自動車通行
- 項目 13 三瀬谷ダム下流の濁水対策

II 譲渡までに解決する事項 (3 項目)

- 項目 1 宮川の流量回復 (「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3.0\text{m}^3/\text{s}$ 」を
当面の回復目標として、譲渡に際しての条件とすることについて)
- 項目 7 森林環境の保全
- 項目 14 奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画

III 譲渡条件としないことで説明した事項 (1 項目)

- 項目 3 三浦湾への緊急発電放流

(2) 宮川の流量回復について (将来、更なる流量回復を図る場合について)

「将来、更なる流量回復 (宮川ダム直下 $2.0\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $5.0\text{m}^3/\text{s}$)」への対応として、県議会から提言を受けた「庁内の部局横断的な組織」については、平成 20 年 11 月に関係部局で構成する「宮川流域振興調整会議」を設置しました。

この「宮川流域振興調整会議」において、「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3.0\text{m}^3/\text{s}$ 」の運用の検証や、関係する市町や団体等での議論の方向なども見極めながら、譲渡後における「将来、更なる流量回復」について検討していきます。

3 今後の対応

- (1) 中部電力(株)と、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等について、仮契約となる基本合意を今後できるだけ早く締結します。
- (2) 譲渡までに、設備、用地などの課題への対応を的確に進めます。

H20.10.20 県議会「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けた提言」を踏まえた県の取組について

(1) 「宮川の流量回復（宮川ダム直下0.5m³/s、粟生頭首工直下3.0m³/s）」及び「宮川流域諸課題解決のため知事に求める対応」

課 題		内 容	対 応 方 針	進 捗 状 況 及 び 今 後 の 取 組
項 目				
1	宮川の流量回復 「宮川ダム直下0.5m ³ /s、粟生頭首工直下3.0m ³ /s」を当面の回復目標として、譲渡に際しての条件とすることについて	<p>○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m³）に、発電用貯留水から毎秒0.13m³を上乗せした毎秒0.5m³の放流を平成18年4月から実施している。</p> <p>○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、三重県は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「粟生頭首工直下で毎秒3.0m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。</p>	<p>○三重県は関係機関（市町及び関係団体）との調整を行いながら、「粟生頭首工直下で毎秒3.0m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度として放流する」ための具体的運用ルールや流量測定方法を策定する。中部電力もその策定に協力する。平成24年度から試行する予定である。</p>	<p>【譲渡までに解決する事項】</p> <p>○中部電力と基本的な運用ルールについて確認ができたことから、今後は、関係市町、関係機関との調整を経て、すみやかに試行する予定で進め、平成26年度末の譲渡までに、運用方法を確立する。</p>
2	①宮川ダムにおける事前放流等	<p>○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。</p> <p>○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。</p>	<p>○中部電力は事前放流の協力について、左記覚書に基づく現在の運用を継続する。</p> <p>○中部電力は宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。</p>	<p>【解決済み】</p> <p>○中部電力は事前放流の協力について、左記覚書に基づく現在の運用を継続することで基本合意を締結する。（企業庁は、平成25年度から平成26年度末の間に、中部電力に対するダム運用の引き継ぎ等を進める。）</p>
3	②三浦湾への緊急発電放流	<p>○平成16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。</p>	<p>○宮川流域の治水対策については、「事前放流」など宮川ダムの治水機能の強化を図っており、下流地域の安全は確保されていることから、三浦湾への緊急発電放流については譲渡・譲受の条件としないこととし、引き続き三重県が宮川流域における安全対策の向上に努める。</p>	<p>【譲渡条件としないことで説明した事項】</p> <p>○平成22年6月7日全員協議会で「緊急発電放流については譲渡条件としないこととし、引き続き県が宮川流域における安全対策に努めていく」旨を議会に説明した。</p> <p>○平成22年6月、7月に大台町の3地区で住民説明会を実施し、理解を求めた。</p> <p>○平成22年6月常任委員会および平成23年度2月14日全員協議会で再度説明した。</p>
4	③三瀬谷ダム湖内の砂利採取	<p>○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。</p>	<p>○中部電力はダム運用に支障のない範囲で協力を継続する。</p>	<p>【解決済み】</p> <p>○中部電力はダム運用に支障のない範囲で協力を継続することで、基本合意を締結する。</p>
5	灌漑補給 (三瀬谷ダム、宮川ダム)	<p>○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。</p> <p>○渇水時には、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。</p> <p>注) 宮川ダムには灌漑用水として750万m³が確保されている。</p>	<p>○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続する。</p> <p>○中部電力は渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行う。</p>	<p>【解決済み】</p> <p>○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続すること、また、渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行うことで、基本合意を締結する。（平成26年度末までに、宮川土地改良区との協定などに係る事務手続き等について、企業庁は中部電力と協議する。）</p>

6	三瀬谷ダムの工業用水	○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。	○南伊勢工業用水道事業は関係市町の同意を得たうえで廃止したので、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして中部電力が運用する。 ○工業用水の需要が発生した場合の代替水源としては、蓮ダムの未利用水源や地下水の活用を含め、三重県が適切に対応する。	【解決済み】 ○平成20年9月に開催した「中南勢工業用水建設促進協議会」において事業廃止の提案を行い、同意を得た。 (工業用水の需要が発生した場合の代替水源としては、蓮ダムの未利用水源や地下水の活用を含め、県が適切に対応する。)	
7	森林環境の保全	○三重県が実施する森林環境創造事業に対して、企業庁は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。	○左記事業は、地元にとって重要であることから、三重県が平成27年度以降、確実に事業の継続が行えるよう、大台町と協議しながら、県がその方策について検討する。	【議渡までに解決する事項】 ○平成22年6月7日全員協議会で「当該事業は、地元にとって大切な事業であることから、中部電力(株)と協議を行っていくなかで、施設の譲渡後においても確実に事業の継続が行えるような方策を検討していきたい」旨を議会に説明した。 ○平成22年6月・7月に大台町の3地区で住民説明会を実施し、理解を求めた。 ○平成22年6月常任委員会および平成23年度2月14日全員協議会で再度説明した。 ○平成27年度以降においても確実に事業の継続が行えるよう、譲渡(平成24年度末)までに、大台町と協議しながら、県が事務手続き等の方策について検討する。	
8	稚鮎の放流(三瀬谷ダム)	○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。	○中部電力が左記覚書に基づき現在の補償を継続する。	【解決済み】 ○中部電力が左記覚書に基づき現在の補償を継続することで、基本合意を締結する。 (平成26年度末までに、企業庁は宮川上流漁協との補償に係る事務手続き等を継続協議する。)	
9	三浦湾漁場環境の保全(濁水調整)	○宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。	○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続する。	【解決済み】 ○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続することで、基本合意を締結する。	
10	三瀬谷ダムの流木除去	○ダム運用に支障とならないよう、企業庁は必要に応じ流木除去を実施している。	○中部電力はダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続する。	【解決済み】 ○中部電力はダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続することで基本合意を締結する。	
11	関連施設	①三瀬谷ダム湖の漕艇場	○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。	○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続する。	【解決済み】 ○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続することで、基本合意を締結する。
12		②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備開放を行っている。	○中部電力は左記運用を継続する。	【解決済み】 ○中部電力は左記運用を継続することで、基本合意を締結する。
13	三瀬谷ダム下流の濁水対策	○三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。	○企業庁は、漁協と協議の結果、濁水対策に代わるものとして、平成21年度から5年間、漁協に対して鮎放流への協力を行う。	【解決済み】 ○平成21年2月に漁協と協議済み。	

14	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画	<p>○奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。</p> <p>注) 三瀬谷ダム湖に流れ込むゴミや流木の除去を主な目的に、大台町と企業庁で構成する協議会を設置し、事業を実施している。</p>	<p>○奥伊勢湖環境の保全是、地元にとって重要であることから、三重県が平成27年度以降、確実に事業の継続が行えるよう、大台町と協議しながら、県がその方策について検討する。</p> <p>○中部電力は奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画する方向で協議を進めていく。</p>	<p>【譲渡までに解決する事項】</p> <p>○平成22年6月7日全員協議会で「当該事業は、地元にとって大切な事業であることから、中部電力㈱と協議を行っていくなかで、施設の譲渡後においても確実に事業の継続が行えるような方策を検討していきたい」旨を議会に説明した。</p> <p>○平成22年6月・7月に大台町の3地区で住民説明会を実施し、理解を求めた。</p> <p>○平成22年6月常任委員会および平成23年2月14日全員協議会で再度説明した。</p> <p>○平成27年度以降においても確実に事業の継続が行えるよう、譲渡（平成24年度末）までに、大台町と協議しながら、県が事務手続き等の方策について検討する。</p>
----	-------------------	--	---	--

(2) 宮川の流量回復について（「将来、更なる流量回復を図る場合について」）

課 題		対 応 方 針	進 捗 状 況 及 び 今 後 の 取 組
項 目	内 容		
1	<p>将来、更なる流量回復を図る場合について</p> <p>○将来、当面の目標である「宮川ダム直下0.5m³/s、粟生頭首工直下3.0m³/s」が実現された後に、宮川の自然環境や生態系の一層の保身に努め、更なる流量回復*（宮川ダム直下2.0m³/s、粟生頭首工直下5.0m³/s）を図ること。 (*宮川の再現湧水流量「宮川ダム直下2.0m³/s、粟生頭首工直下5.0m³/s」（再現流量のなかで年間355日を下回らない流量。再現流量とは、宮川にダムや取水堰が何もなかったとした時のダム流入量から試算した流量のこと。）</p> <p>○また、県庁内に部局横断的な組織を設置した上で、関係する市町や団体、譲渡先の企業とも連携、調整しながら、宮川の流量回復の取組の成果を継続的に検証することが提言された。</p>	<p>○譲渡・譲受後は、「宮川ダム直下において毎秒0.5m³、粟生頭首工直下において毎秒3.0m³」の運用の検証や流域全体での議論の方向なども見極めながら、「宮川流域振興調整会議」を設置し、このなかで検討していく。</p>	<p>【譲渡後に対応する事項】</p> <p>○県議会から提言を受けた「庁内の部局横断的な組織」としては、平成20年11月に、関係部局で構成する「宮川流域振興調整会議」を設置した。</p> <p>○流量回復の検証や更なる流量回復については、「宮川流域振興調整会議」で検討を進める。</p>

水力発電事業の民間譲渡に伴う
宮川流域諸課題の解決に向けた

提 言

三 重 県 議 会

平成20年10月20日

三重県議会では、平成19年10月に流域関係議員を中心に「宮川プロジェクト会議」を立ち上げ、民間譲渡にあたって、宮川流域の地域課題についての勉強会を行い、平成19年12月には、広く県民の視点に立って議論を深めていくために、三重県議会基本条例第14条に基づく検討会として「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議（以下、「宮川プロジェクト会議」という。）」を設置した。

三重県議会は、宮川プロジェクト会議での調査検討の結果を踏まえ、水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けて、下記のとおり提言する。

記

1 宮川の流量回復について

(1) 「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を当面の回復目標として、譲渡に際しての条件とすることについて

議会として、宮川ダムからの $0.5\text{m}^3/\text{s}$ の常時放流を譲渡後も継続するとともに、当面の目標である「粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を譲渡条件とすることを尊重する。

ただし、「粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」の目標を実現するためには、宮川ダムの放流に頼るだけでなく、県、市町、民間企業、流域関係者など多様な主体による森林整備をさらに推進し、森林の水源涵養機能の強化を図るとともに、渇水期においては、発電事業者や農業者などの利水関係者の互譲の精神による運用について調整を行うこと。また、宮川の自然環境や生態系の保全のために、地域住民や団体など多様な主体とともに環境保全活動などの取組を進めること。

(2) 将来、更なる流量回復を図る場合について

将来、当面の目標である「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」が実現された後に、宮川の自然環境や生態系の一層の保全に努め、更なる流量回復（※）を図ることや、季節の水需要に応じた弾力的な水量調整を行うことも検討されるべきである。このため、県庁内に部局横断的な組織を設置し

た上で、関係する市町や団体、譲渡先の企業とも連携、調整しながら、宮川の流量回復の取組の成果を継続的に検証するとともに、上記（１）ただし書きに掲げた取組を長期的な視点で進めること。

※ 宮川流域ルネッサンス委員会水部会報告

（平成12年3月17日）

宮川流域ルネッサンス委員会水部会は報告の中で、宮川の再現渇水流量「宮川ダム直下2.0m³/s、粟生頭首工直下5.0m³/s」（再現流量のなかで年間355日を下回らない流量）を目標として段階的に回復していくことが求められるとした。

注 再現流量

宮川にダムや取水堰が何もなかったとした時のダム流入量から試算した流量

2 宮川流域諸課題解決のため知事に求める対応について

県・企業庁がこれまで地域の安全や産業の発展のために担ってきた治水、利水、環境保全といった公益的な機能や、事業者である企業庁の実施してきた農業用水供給に対する支援や森林の環境保全、魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。とりわけ、流域住民の安全に深く関わる治水機能の確保について留意することが肝要である。

このため、県・企業庁が第7回宮川プロジェクト会議で示した別紙1「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」（P3～P4）のうち、項目2「治水機能の確保」から項目9「三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設」について、議会として県の考え方を基本的には理解するが、上記1（2）で提言した部局横断的な組織において、譲渡先の企業、関係する市町、団体等と協議、調整を行い、着実に実行されるよう努めること。

また、同組織は民間譲渡後も宮川流域の地域づくりや産業振興も含めた幅広い視点から、地域に貢献する様々な取組を、流域関係者ととともに進める役割を担っていくこと。

地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方

項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
1 宮川の流量回復	流域環境の保全のため、宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、県機関の一員として協力しており、宮川ダムから河川維持放流量（毎秒0.37m ³ ）に加えて、発電用貯留水から毎秒0.13m ³ を上乗せして放流しています。	○流量回復については、宮川ルネッサンス事業の趣旨を説明し、現在の毎秒0.5m ³ を継続することを要請しています。 ○また、流域関係者からの流量回復への要望が強いことを説明していますが、今後の流量回復について県の考え方を示す必要があります。	○別紙2のとおり（P5）
2 治水機能の確保	①宮川ダムにおける事前放流等 宮川ダムでは、台風や集中豪雨等により多量の降雨が予想され、治水上必要と判断される場合には、発電容量を弾力的に運用して洪水調整機能を向上させるため事前放流を平成17年度より行うこととし、県土整備部と覚書を交わしています。 また、三瀬谷ダムでは、降雨が予測される場合や宮川ダム放流が行われる場合は、事前に発電放流を行ってダム水位を下げ、ダム流入量の増加に対応する容量を確保する運用を行っています。	○宮川ダムにおける事前放流については、平成17年に約定された覚書などが継承されるよう協議を進めています。 ○出水時等の三瀬谷ダムの運用については継承されるよう協議を進めています。	○宮川ダムにおける事前放流について、覚書の内容を引継いでいきます。 ○出水時等の三瀬谷ダムの運用について引継いでいきます。
	②宮川ダムから三浦湾への緊急放流 宮川ダムから三浦湾への緊急放流については、昭和56年の漁協との申し合わせ審により、その都度打ち合わせる事となっていますが、実際の運用方法等については定められていない状況です。	○地域要望として説明しているところです。	○災害時などの緊急時に三浦湾に放流することについて、関係者との協議を行っていきます。
	③宮川本川及び支流の川床及びダム湖の堆積土砂の浚渫 三瀬谷ダム湖内について、砂利採取制度を活用した堆積土砂の撤去に取り組んでいます。	○企業庁の取組について説明をしています。	○三瀬谷ダム湖内の土砂撤去についての取組を引継いでいきます。 ■宮川本川及び支流における取組 宮川上流部での堆積土砂については緊急に撤去すべき区間において土砂撤去を進めるとともに、砂利採取組合による採取を特例的に認めることで治水安全度の向上に努めています。 また平成19年度から、緊急河川改修事業を県民しあわせプランの重点事業として位置づけており、4年計画で重点的に土砂撤去を進めていきます。
3 かんがい補給	三瀬谷ダム 三瀬谷ダムの設置目的として農業用水の確保は含まれていませんが、渇水時には、ダムに貯留した水を農業用水の必要量に合わせて発電放流し、下流の農業用水の安定的な取水を可能にしています。	○かんがい用水については、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定などが継承されるよう協議を進めています。 ○なお、宮川ダムの不特定かんがい容量750万トンからの補給でも不足する場合は、国土交通省が主催する宮川渇水調整協議会によって、互譲の精神に基づく、公平公正な調整が行われることについて、説明を行っています。	○かんがい補給に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。 ○このため、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定、及び、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電の運用について説明を進めていきます。
	宮川ダム 宮川ダムには、灌漑用水として年間750万立方メートルが確保されていますが、渇水年には不足することがある。平成17年度の渇水では、河川管理者による渇水調整を経て、発電用貯留水約500万立方メートルを融通することで下流の渇水被害を軽減しました。平成19年度も同様に約750万立方メートルを融通しています。		
4 三瀬谷ダムの工業用水	三瀬谷ダムは、中南勢開発事業において、電気事業及び工業用水道事業に供するために建設されましたが、南伊勢工業用水道事業については事業が開始されていないことから、ダム管理費用は電気事業が負担しています。	○南伊勢工業用水道については、事業を廃止する方針を示し、発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡しているところです。	○南伊勢工業用水道事業を廃止し、三瀬谷ダムを発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡します。 ○このため、事業廃止について、中南勢工業用水建設促進協議会の理解を得ていきます。また、工業用水の需要が発生した場合の代替水源について、市町と連携し、運ダムの未利用水や地下水の活用、南勢志摩水道用水供給事業による給水等も含めて検討を行います。

項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
5 森林環境の 保全	平成13年度から森林環境創造事業として宮川ダム上流部等の森林を整備する事業を実施しており、水源林の恩恵を受ける電気事業としても費用の一部を負担し協力しています。 (企業庁の19年度実績額：約26百万円)	○森林環境創造事業についての説明を行っていますが、民間の発電事業者の負担方法などの課題整理が必要となっています。	○宮川ダム上流部等の森林環境創造事業について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。 ○このため、負担方法など必要な課題解決を進めていきます。
6 魚道の 整備	滝原えん堤には、昭和29年の建設当時に魚道が整備されています。 しかしながら、魚道の有効性について疑問があるとして、魚道改修の要望があります。	○地域要望として説明しているところです。	○魚道の有効性について確認を行うため、本年度の鮎遡上期において、遡上調査及び構造調査を実施しています。 ○調査結果により、有効性に問題がある場合は、対応策を講じていきます。
	三瀬谷ダム 三瀬谷ダム建設時の覚書により、稚鮎放流経費を電気事業が負担しています。 平成19年度実績額：約14百万円 各魚種の生態系回復のため、三瀬谷ダムでの魚道整備の要望があります。	○稚鮎放流に対する経費負担について、三瀬谷ダム建設時に締結された覚書が継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダム（堤高39m）については、河川安全面の問題や建設費用の課題等から、魚道設置は困難です。 ○稚鮎放流に対する経費負担について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
7 三浦湾漁場環境の 保全（濁水調整）	主力発電所である宮川第一、第二発電所については、放水先である三浦湾の漁業関係者の同意なしでは運用が困難であり、濁水時は発電を停止するなど漁場環境保全のため、きめ細かな対応を行っています。	○過去の濁水による発電停止実績、協定に基づく漁協との関係などについて、詳細を説明しています。	○宮川第一、第二発電所の濁水調整に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
8 三瀬谷ダムの流木 除去	三瀬谷ダムでは、出水時に多くの流木等が漂着するため、これを引揚げた上で適切に処理をしています。 ・平成19年度実績額：約13百万円 (流木の量は1,076m)	○三瀬谷ダムの流木除去については、企業庁の取組内容が継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダムの流木除去について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
9 三瀬谷ダム・ 宮川ダム 関連施設	三瀬谷ダム湖の漕艇場 県内唯一の公認漕艇場として、各種ポート大会、地元高校等のクラブ活動等に活用されています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、平成18年に締結された協定書などが継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定書の内容を引継いでいきます。
	三瀬谷ダム周辺のレクリエーション施設 「始神さくら広場」(旧給水森林公園)の用地 三瀬谷ダム湖の自然環境や宮川第二発電所近くの熊野古道を活かした公園等が、地元自治体等によって整備されており、関係する企業庁用地が無償利用されています。	○譲渡する企業庁用地の範囲について協議を行っています。	○地元自治体等が利用している企業庁用地は、水力発電事業には直接必要なものではないため、譲渡資産から除外し、事業譲渡後も、引き続き使用できるよう、適切な処分が行える方向で検討していきます。
	三瀬谷ダム堰堤の自動車通行 三瀬谷ダム堰堤上は、自動車の通行が認められており、地域住民の生活道路として利用されています。	○三瀬谷ダム堰堤の自動車通行について、継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダム堰堤上は、引き続き、自動車通行が可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、引継いでいきます。
	震災対策用施設 宮川第二、三瀬谷、青蓮寺、蓮、比奈知発電所の5発電所には、地域住民の自主防災組織の向上を図るため、非常用浄水器等を設置しています。	○非常用浄水器等の防災設備が引き続き利用できるよう、課題の整理を行っています。	○非常用浄水器等の防災設備について、地域住民が継続的に利用できるようにします。 ○このため、関係者との協議を進めていきます。

流量回復についての基本姿勢（案）

1. 流量回復についての基本姿勢

- ① 県として、流量回復を図っていくため、必要な森林整備を進めるとともに、森林整備への多様な主体の参画を促進し、森林の水源涵養機能等の強化を進める。また、水利用の更なる合理化を進めるなど、流域全体での取組として引き続き進める。
- ② 流量回復の実現に向けては、流域全体の公平な負担により実現を目指すという原則のもと、流域関係者間で、その実現に向けての具体的な方策、費用負担のあり方などが議論され、合意形成されるよう、県が主体的に関与していく。

2. 水力発電事業の譲渡に際しての対応

- ① 宮川ダムからの河川維持放流量0.37 m³/sに加えて企業庁の発電用貯留水からの0.13 m³/sの上乗せにより実現した宮川ダムからの0.5m³/sの常時放流が、譲渡後も継続されることを譲渡に際しての条件とする。
- ② 県として流域に提示した当面の回復目標である「粟生頭首工直下3 m³/s」については、以下の内容を譲渡に際しての条件とする。
 - 粟生頭首工直下で3 m³/sを下回る場合に、宮川ダムから年間1,000万 m³を限度として放流すること。
 - これに伴う減電補償やダムアロケーションの変更は行なわない。但し、将来、更なる流量回復の水源を発電に求める場合には、所要の減電補償やダムアロケーションの変更を、上記基本姿勢に基づき行うものとする。なお、その際の発電側との協議は県が主体的に行う。

なお、粟生頭首工直下3 m³/sの実現に向けての運用ルールを定めるため、関係利水者等の理解を求めていく。

6 東紀州地域における集客交流について

1 現状

東紀州地域は、多様で豊かな自然や歴史、風土の中で、平成16年7月の「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録や最近の聖地ブーム等により注目を集めており、平成19年の熊野古道センターや平成21年の紀南中核的交流施設のオープンも重なり、県内でも有数の観光資源を持つ地域となっています。

また、近畿自動車道の紀勢大内山ICまでの開通により、関西圏・中京圏からの当地域へのアクセスが向上し、高速道路利用料金の土・日・祝日上限千円や無料化社会実験も相まって、平成22年には、東紀州地域の観光入込客数は約161万人、熊野古道来訪者数は約28万人となっています。

2 課題

今後、高速道路利用料金の土・日・祝日上限千円の廃止、無料化社会実験の一時凍結などにより、来訪者数の減少が予想されますが、東紀州地域にとっては、平成25年までの高速道路ネットワークの延伸は、集客にとって大きなチャンスとなっています。このため、5市町等多様な主体と連携し、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点施設である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら、東紀州地域への集客交流の取組を一層進める必要があります。

3 今後の取組

熊野古道の魅力を紹介し、繰り返し訪れることができるよう、自然や歴史、伝承などをテーマとした新たな視点による「熊野古道伊勢路ウォーク」のルート提案やモデルウォークを行います。

また、観光地、特産品、お店紹介、人物紹介など地域の情報を掲載した情報誌「みよら東紀州」を年4回発行し、県内のサービスエリアや道の駅等で配付・PRすることで、来訪者増や滞在促進等へとつなげていきます。

さらに、熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古道まちなか案内所」の設置や、熊野古道を育み守ってきた自然、暮らしなどを簡潔にまとめたテーマ別冊子の作成に引き続き取り組むことで、来訪者の満足度向上と地域住民のおもてなし意識の醸成をはかります。加えて、来訪者の利便性向上をはかるため、東紀州地域の主要JR駅や道の駅から熊野古道へ誘導するサインの整備を進めます。

また、奈良県、和歌山県と連携して、首都圏等での観光PRや物産展の開催、広域的な旅行商品の造成などに取り組むとともに、現在、ブームとなっているB級グルメイベントを実施することで集客をはかります。

このほか、熊野古道伊勢路を世界へ発信できるようホームページの充実に取り組んでいるところであり、昨年度の英語版に引き続き、今年度は中国語版及び韓国語版のページを作成します。

地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社においては、地域の自然、歴史、文化を生かしたモデルツアーやスケッチコンテスト等を実施するとともに、地域内の体験プログラムを紹介することで、地域におけるさまざまな楽しみ方を提案していきます。

また、熊野古道伊勢路を核とした旅行商品等を企画・造成し、三大都市圏へエージェントセールスを行うとともに、プレス&フィルムコミッションを通じたテレビ番組などの誘致に努めます。さらに、みえ熊野学や熊野古道に関して地域外の人びとの理解と関心を深めるため、三大都市圏における文化講座を開催するとともに、現地ツアーを通じて、東紀州地域の魅力を広く発信し、来訪者の増加等につなげていきます。

加えて、覆面調査や個別指導、セミナーの開催を通じて宿泊施設や物販施設、飲食店のホスピタリティの向上をはかります。

一方、熊野古道センターにおいては、熊野古道やその周辺の史跡等を紹介するツアーや自然学校、地域と一体となった交流イベント等を実施します。

また、紀南中核的交流施設においても、「熊野古道・松本峠と花の窟を巡るツアー」や「トロッコで行く湯元・湯の口温泉ツアー」、「ブルーベリー狩り」などを行うとともに、「いろは展」等の交流イベントが実施されます。さらに、「夏休みの思い出！親子で宿泊プラン」、「オープン2周年記念プラン」などの魅力的な宿泊プランづくりが行われています。

今後とも、熊野古道を核とした地域の資源を生かし、来訪者がこれまで気づけなかった地域の魅力に触れる取組や滞在・体験できるしくみづくりを行うとともに、地域のおもてなしの態勢づくりを進めることで、より一層の集客交流をはかります。

7 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について

1 平成23年度の取組について

(1) 集大成イベント実施計画の策定（新規）

集大成イベントは、平成26（2014）年までの6年間にわたる「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の成果を披露するとともに、本取組終了後のパートナーグループの活動の継続化や自立・持続可能な地域づくりの出発点となるものです。

集大成イベント実施計画を策定することにより、集大成イベントの姿や本取組のめざすところを具体的に県民の皆さんに示すことができ、地域をより良くしようとするグループの皆さんにとっても活動の方向性がより明確となります。また、イベント等への参加によって得られる達成感や充実感などが、活動を継続する基となることから、パートナーグループをはじめ地域をより良くしようとする皆さんの活動がさらに推進されることとなります。

そこで、平成23年度は、集大成イベントの具体的な内容や実施に向けた進め方などの調査を、ノウハウや専門知識などを有する者に委託し、実施計画を策定します。

（計画内容）

- 「^{うま}美し国おこし・三重」集大成イベントの企画、実施に係る具体的な進め方
- 平成25（2013）年プレイベントの企画、実施に係る具体的な進め方
- 広報計画

(2) 地域での^{うま}美し国おこし

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の根幹である、地域の皆さんによる地域をより良くしていこうとする活動の発掘やその活動の支援を、市町をはじめとする多様な主体と連携し、引き続き次のように行います。

① 座談会等の開催

目標：330回

（4、5月の実績は95回、取組の開始以降延べ1,319回）

② パートナーグループ登録

目標：新たな200グループの登録

（4、5月の実績は14件、延べ277件）

③ パートナーグループへの支援

プロデューサーを中心に、パートナーグループに対して、個別支援座談会の開催をはじめ、人材・グループ育成支援、専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化支援、財政的支援等を行います。

(3) テーマに基づき全県的に取り組む^{うま}美し国おこし

【海の命・森の命】

「人と自然の“絆”づくり」を理念に、「海の命・森の命」をテーマとして、平成22年度に引き続き、次のプロジェクトに取り組みます。

① ソーシャルレジャーで三重の自然を守ろうプロジェクト

社会貢献活動（ボランティア活動）に誰もが楽しめるレジャー活動を組み合わせたソーシャルレジャーの活動の全県的・広域的な展開をはかります。

② ぐるぐるアグリ・ネットワーク及びマーケットプロジェクト

生ごみや未活用な有機資源の堆肥化を進めているグループ、農産物生産者、販売者、消費者をつなぎ、「地域リサイクルループ（地域資源のリサイクル循環）」の形成をめざすとともに、地域リサイクルループから生産された農産物のPR等に努めます。

③ チャレンジキャンプ及びココロとカラダの健康ツーリズムプロジェクト

自然豊かな県南部を中心に展開する、人間力を高めるチャレンジキャンプや、県全域において、自然の持つ、癒し・健康・精神性等ココロとカラダの健康づくりをめざすツーリズムの実践により、集客・交流・体験プログラムの開発や受入体制づくりを進めます。

【地域の誇り・地域の夢】（新規）

「人と地域の“絆”づくり」を理念に「地域の誇り・地域の夢」をテーマとして、平成23、24年度に取り組みます。

取組の初年度にあたる平成23年度は、パートナーグループをはじめ、地域づくりのグループの皆さんに参加いただく交流会を実施することで県内各地域のさまざまな歴史や逸話・謂われなどの掘りおこしに取り組み、さらに掘り起こした「物語」の一部については、商品開発や集客・体験交流ツアー実施などの支援を行います。

① 物語おこしプロジェクト

地域に関連したさまざまなテーマのなかから、重点的に取り組むテーマを「物語テーマ」として選定し、この「物語テーマ」に関連した活動を行うパートナーグループをはじめとする参加グループを募り、広域的、横断的な連携を図ることで、自らの活動の促進につなげていただくとともに、地域資源の付加価値を高める等の元気な地域づくりをめざしていきます。

② 物語実践化支援プロジェクト

テーマプロジェクトミーティングで具現化した「物語おこし企画」の実現に必要な支援を実施します。

(4) 担い手の育成と支援

① 人材（キーパーソン）育成

○ ファシリテーション研修

桑名、伊賀、尾鷲の3地域で研修を実施します。（4日間）

○ 広報・情報発信研修

鈴鹿、松阪、熊野の3地域で研修を実施します。（3日間）

○ マネジメント研修

「組織を安定的に運営したい、活動を継続させるため、効率的に資金調達したい」という皆さんを対象に四日市、松阪の2会場で研修を実施します。

② グループ育成

パートナーグループの課題解決や夢の実現に向けた個別支援座談会や多くのグループが参加する拡大座談会等を開催します。

本年度は、4、5月で、拡大座談会を4回開催しました。

○ 銚子川拡大座談会 (4月22日)

○ 第1回桑員地域拡大座談会 (4月24日)

○ 第2回桑員地域拡大座談会 (5月22日)

○ 四日市地域拡大座談会～四日市絆づくり交流会～ (5月29日)

③ 中間支援組織の創設と機能の拡充

中間支援組織の創設や機能の拡充をめざすパートナーグループ等に対して支援を行うとともに、中間支援組織育成のしくみづくりに取り組んでいきます。

④ 専門家派遣

引き続き、専門家派遣を実施します。

本年度は、4、5月で4件、延べ8回（日）、これまでに28件、延べ55回（日）行いました。

⑤ 広報・誘客、ネットワーク化支援

個々のパートナーグループの活動紹介や活動への参加・協力募集の告知等を行い、広報・誘客活動を支援します。

パートナーグループとサポーターズクラブの皆さんとの協働、連携を進めます。

⑥ 財政的支援

引き続き、財政的支援を実施します。

本年度は、これまでに3件、市町と合わせて約261万円（うち実行委員会負担約142万円）の支援を認定しました。

(5) 広報宣伝・活動促進

取組全体の認知・理解、参画の促進を図るため、次のように取り組みます。

- ① シンボルマークやマスコットキャラクターを使用した共通フォーマットを用いた統一的な広報

- ② 個々のパートナーグループの活動に焦点をあてた情報発信
- ③ 「テーマに基づき全県的に取り組む^{うま}美し国おこし」の準備過程も含めた積極的な情報発信
- ④ 地域の皆さんが地域のことを情報発信しようとする取組との連携

2 平成22年度を取組に係るパートナーグループへのアンケート結果について

平成23年3月までに登録いただいたパートナーグループを対象に、アンケートを行った結果は以下のとおりです。

対象パートナーグループ	263
回答パートナーグループ	198
回答率	75.3%

(1) 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組が行われていることを何でお知りになりましたか？《平成22年度登録パートナーグループ（110PG）への設問》

[有効回答数67PG]	※（ ）内は、平成21年度の値
・市町職員または事務局職員など ……	29PG、43.3% (15.6%)
・県・市町広報誌 ……	14PG、20.9% (38.3%)
・実行委員会広報誌 ……	11PG、16.4% (23.4%)
・新聞 ……	3PG、4.5% (3.5%)
・テレビ・ラジオ ……	0PG、0.0% (0.7%)
・その他 ……	10PG、14.9% (18.4%)

(2) 取組に参画して、グループの活動は充実したものとなりましたか？

[有効回答数160PG]	
・充実した ……	38PG、23.8% (38.6%)
・概ね充実した ……	73PG、45.6% (45.5%)
・どちらかといえば充実しなかった……	40PG、25.0% (5.0%)
・充実しなかった ……	9PG、5.6% (10.9%)

(3) 「^{うま}美し国おこし・三重」のサポートメニューについてお聞かせください。

- ① プロデューサーの助言 [有効回答数171PG]
 - ・満足 …… 37PG、21.6% (30.6%)
 - ・概ね満足 …… 98PG、57.3% (54.5%)
 - ・どちらかといえば不満足 …… 28PG、16.4% (14.2%)
 - ・不満足 …… 8PG、4.7% (0.7%)

- ② 実行委員会のサポート [有効回答数177PG] (平成22年度新規)

- ・満足 54PG、30.5%
- ・概ね満足 100PG、56.5%
- ・どちらかといえば不満足 18PG、10.2%
- ・不満足 5PG、2.8%

③ 他地域・異分野グループ等とのネットワーク化支援

[有効回答数119PG]

- ・満足 18PG、15.1% (15.6%)
- ・概ね満足 51PG、42.9% (59.4%)
- ・どちらかといえば不満足 37PG、31.1% (16.7%)
- ・不満足 13PG、10.9% (8.3%)

④ 広報支援（ホームページや実行委員会で発行する広報紙への記事掲載、グループ作成のチラシ・ポスターの配布など） [有効回答数125PG]

- ・満足 32PG、25.6% (24.6%)
- ・概ね満足 69PG、55.2% (52.6%)
- ・どちらかといえば不満足 18PG、14.4% (14.0%)
- ・不満足 6PG、4.8% (8.8%)

⑤ 専門家派遣 [有効回答数74PG]

- ・満足 28PG、37.8% (30.2%)
- ・概ね満足 22PG、29.7% (30.2%)
- ・どちらかといえば不満足 19PG、25.7% (32.1%)
- ・不満足 5PG、6.8% (7.5%)

⑥ 財政的支援 [有効回答数60PG]

- ・満足 8PG、13.3% (12.8%)
- ・概ね満足 19PG、31.7% (31.9%)
- ・どちらかといえば不満足 14PG、23.3% (21.3%)
- ・不満足 19PG、31.7% (34.0%)

(4) 「^{うま}美し国おこし・三重」のサポートメニューについてお聞かせください。

① 「ファシリテーション研修」及び「広報・情報発信研修」をご存知でしたか？ [有効回答数190PG] (平成22年度新規)

- ・知っていて受講した 32PG、16.8%
- ・知っていたが受講しなかった 116PG、61.1%
- ・知らなかった 42PG、22.1%

② 受講しなかった理由 [有効回答数107PG] (平成22年度新規)

- ・多忙のため余裕がなかった 58PG、54.2%

- ・開催時期に都合がつかなかった …… 35PG、32.7%
- ・研修内容に魅力を感じなかった …… 14PG、13.1%

(5) 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組に参画することで、新たに築くことのできたネットワークの件数を教えてください。(グループ、個人を含む)

ネットワーク総数 167グループ(109グループ)

(6) 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組で、今後期待するものはどういったものでしょうか？(複数回答)

・財政的支援 ……………	82PG、41.4%	(49.3%)
・ネットワーク化支援 ……………	62PG、31.3%	(45.6%)
・プロデューサーの助言等 ……………	60PG、30.3%	(47.1%)
・事務局職員のサポート……………	56PG、28.2%	(新規)
・広報支援 ……………	55PG、27.8%	(46.3%)
・専門家派遣 ……………	45PG、22.7%	(39.7%)
・研修の受講 ……………	20PG、10.1%	(19.9%)
・その他 ……………	12PG、6.1%	(新規)

(7) 自由意見(主な意見)

① 座談会関係

- ・目的・目標が明確になり、また、他のパートナーグループとの交流も生まれ、グループの活動が活発になった。
- ・地域や分野ごとでの交流会(常設の場所も含めて)があったら良い。
- ・ワールドカフェなど、交流の場に終わることなく、もう一步踏み込んだ内容を企画したり、その後実践が可能となるような継続した関係づくりの場を設定できないか。

② 助言・支援

- ・財政的支援(使い勝手の良い財源支援)に期待している。
- ・プロデューサー等の課題の解決や助言など大変有意義であった。
- ・プロデューサー等から期待しているような情報提供がないことや意向とは異なる助言しかなかった。

③ その他

- ・6年間の事業なので、担当者を替えないでほしい。
- ・具体的な活動があまり見えない。コミュニケーション不足ではないか。
- ・どういった取組をしているのかよくわからない。
- ・県民の認知度が低い。

8 審議会等の審議状況について
(平成23年2月14日～平成23年6月2日)

1 審議会等の名称	三重県固定資産評価審議会
2 開催年月日	平成23年3月10日
3 委員	会長 九鬼 精一郎 委員 滝澤 多佳子 他6名
4 諮問事項	平成23年度の固定資産（土地及び家屋）に係る提示 平均価額について
5 調査審議結果	原案について承認を得る
6 備考	